

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）
改定業務委託業者の選定に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

あきる野市では、平成25年12月に「第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編））を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、本市の事務事業における地球温暖化対策を推進してきた。一方、政府では、地球温暖化対策の更なる推進のため、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を更新した。このため、市の削減目標等は、政府の示す最新の目標等と差異が生じている。

本業務では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を改定し、政府の示す目標等に遜色のない内容にするとともに、本市の事務事業における地球温暖化対策の更なる推進を図ることを目的とする。

(2) 件名 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務委託業者選定

(3) 業務内容

本市の地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）を、国の補助金である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（地方公共団体カーボン・マネジメント事業のうち、事務事業編等の強化・拡充支援事業（第1号事業））を活用し、政府が示す最新の温室効果ガス排出量の削減目標に準じた目標及び実効性のある削減方策を具備した内容に改定する。

(4) 契約期間

契約締結の翌日から平成30年2月10日まで

2 提案限度額（予算）

提案限度額は、9,936,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、参考見積書（価格提案書）の金額が提案限度額を超過した場合は失格とする。

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等の本業務への適性を確認するために行うものであり、参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

4 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本業務は、本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向け、事業者の有するノウハウ、情報収集能力を活かし、実効性のある計画を立案する必要がある。このため、参加意欲のある事業者を幅広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用することにより、事業実施に必要となる様々な適性を有する事業者を選定する。

5 参加資格

参加資格は、次の全ての要件を満たしている者とする。また、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京都電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成29年8月1日（火）から10月5日（木）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年以内に同種業務又は類似業務の実績があること。

6 募集内容等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出する。

- (1) 提出期限 平成29年8月14日（月） 午後5時
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 提出場所 あきる野市環境経済部環境政策課環境政策係
（〒190-0164 あきる野市五日市411番地 五日市出張所内）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）
- (4) 提出書類
ア 参加申込書（様式第1号）
イ 法人登記簿謄本（写し）又は法人登記事項証明書（写し）
ウ 会社概要
エ 同種業務又は類似業務の実績を示す書類（様式第2号）

7 質問票の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式第3号）に記載し、次のとおり提出する。

- (1) 受付期間 平成29年8月15日（火）から8月21日（月）まで
- (2) 提出場所 あきる野市環境経済部環境政策課環境政策係
- (3) 提出方法 FAX又は電子メール
FAX番号 042-595-1141
電子メールアドレス 040601@akiruno-info.tokyo.jp

※ 必要に応じて、受信確認を行うこと。

- (4) 質問に対する回答 平成29年8月25日（金）までに行うものとする。

8 資料の提供

本プロポーザルに参加する者には、次の資料を提供する。

- (1) 第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画
- (2) 平成27年度温室効果ガス排出量等集計結果報告書
- (3) 平成26年度温室効果ガス排出量等集計結果報告書

- (4) 平成25年度温室効果ガス排出量等集計結果報告書
- (5) 公共施設におけるエコ活動の推進に関する要綱
- (6) エコ活動に関する各種手順書
- (7) 平成28年度あきる野市エコ活動の達成状況について（総括）
- (8) 平成28年度あきる野市エコ活動内部監査結果報告書
- (9) 平成29年度環境管理プログラム対象施設及び項目一覧表
- (10) あきる野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務仕様書（案）

9 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案書は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務における取組方法を示すものであり、具体的内容、図面等の成果品の一部に相当するものの作成や提出を求めるものではない。具体的な業務は、契約後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、市が提示する資料に基づき、協議の上、開始することとする。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務に対する事業者としての考え方や取組方法を簡潔にまとめ、A4版（文字は10ポイント程度）4枚以内で作成すること。

(3) 企画提案書に記載すべき事項

ア 「第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」の課題等

本市における現行の地球温暖化対策地方公共団体実行計画である「第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」について、環境省が平成29年3月に示した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」と照らし合わせ、計画改定に当たっての課題等を示すこと。

また、本市では、地球温暖化対策の全般を示す「第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」と職員の環境配慮活動の推進を示す「あきる野市エコ活動」を両輪として地球温暖化対策を推進しているが、この体制について、専門的な見地から見解を示すこと。

イ 温室効果ガス排出量削減に向けた方策の取りまとめ方法

政府が示す温室効果ガス排出量の削減目標に遜色のない削減目標の設定及び達成に向け、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の更なる削減が必要になると見込まれる。このため、実効性のある温室効果ガス排出量の削減方策の取りまとめ方法について提案すること。

ウ 現段階における国のエネルギー政策の動向及び本市の事務事業における地球温暖化対策に及ぼす影響

国のエネルギー政策の動向に伴い、二酸化炭素排出係数の変動が予想され、本市の地球温暖化対策にも影響が及ぶことが見込まれる。このため、現段階における国のエネルギー政策の動向及び本市の地球温暖化対策に及ぼす影響について、見解を示すこと。

エ 業務遂行に向けたスケジュール及び推進体制

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務の契約期間は、契約締結の翌日から平成30年2月10日までであり、業務遂行に当たり、過密な作業工程になることが見込まれる。このため、円滑な業務遂行に向けたスケジュール案及び推進体制を示すこと。

(4) 留意事項

企画提案書は、文書での表現を原則とするが、事業者の考えを示すために必要な場合は、視覚的表現の使用を認める。

10 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類

次の書類をCD-R及び指定した部数の紙面により提出すること。

- ア 企画提案書 10部
- イ 参考見積書（価格提案書） 10部
- ウ 本業務の担当予定者の経歴 10部

(2) 提出書類作成に当たっての留意事項

- ア 企画提案書は、文書での表現を原則とするが、事業者の考えを示すために必要な場合は、視覚的表現の使用を認める。（再掲）
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、談合その他不正行為があった場合は失格とする。
- ウ 参考見積書の提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。また、限度額は、「2 提案限度額（予算）」に示すとおりとする。なお、見積書には、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を記載すること。

(3) 提出期限等

- ア 提出期限 平成29年9月8日（金） 午後5時
- イ 提出場所 あきる野市環境経済部環境政策課環境政策係
（あきる野市五日市4 1 1番地 五日市出張所内）
- ウ 提出方法 持参

11 審査方法について

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、二段階の審査を行う。

(1) 第一次審査

ア 審査方法

審査会において、参加申込者から提出された書類をもとに、次のイ及びウに基づき審査を行い、得点の高い順に第6位までの事業者を選定する。

イ 審査基準及び配点票

No.	区 分	審査項目	審査事項	配点
1	企画提案書	「第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」の理解度	第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画の内容分析及び特徴の把握	10
2			第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画の課題の把握	10
3			第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画とあきる野市エコ活動に対する見解	10
4		温室効果ガス排出量削減に向けた方策の取りまとめ方法	本市の事務事業における温室効果ガス排出削減ポテンシャルの把握方法	10
5			温室効果ガス排出量削減に向けた方策の立案方法	10

No.	区 分	審査項目	審査事項	配点
6	企画提案書	国のエネルギー政策の動向及び本市の事務事業における地球温暖化対策に及ぼす影響の分析	国のエネルギー政策の動向の分析	10
7			国のエネルギー政策が本市の事務事業における地球温暖化対策に及ぼす影響の分析	10
8		業務遂行に向けたスケジュール案及び推進体制の内容	10	
9	参考見積書（価格提案書）			10
10	同種業務又は類似業務の実績			10
	合計			100

ウ 評価係数

イのNo. 1からNo. 10までの採点は、配点に評価係数を乗じて行う。評価係数は、次のとおり、審査項目に対する5段階の評価に応じて決定する。

評 価	基 準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

(2) 第二次審査

ア 審査方法

提出された企画提案書等について、次のイ及びウに基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

イ 審査基準及び評点票

No.	区 分	審査項目	審査事項	配点
1	企画提案書	「第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」の理解度	第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画の内容分析及び特徴の把握	10
2			第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画の課題の把握	10
3			第三次あきる野市地球温暖化防止対策実行計画とあきる野市エコ活動に対する見解	10
4		温室効果ガス排出量削減に向けた方策の取りまとめ方法	本市の事務事業における温室効果ガス排出削減ポテンシャルの把握方法	10
5			温室効果ガス排出量削減に向けた方策の立案方法	10

No.	区 分	審査項目	審査事項	配点
6	企画提案書	国のエネルギー政策の動向及び本市の事務事業における地球温暖化対策に及ぼす影響の分析	国のエネルギー政策の動向の分析	10
7			国のエネルギー政策が本市の事務事業における地球温暖化対策に及ぼす影響の分析	10
8		業務遂行に向けたスケジュール案及び推進体制の内容	10	
9	参考見積書（価格提案書）			10
10	同種業務又は類似業務の実績			10
11	プレゼンテーション能力及び担当者の意欲			20
	合計			120

※ No. 1～No. 10の審査事項は、第一次審査と同様であるが、プレゼンテーション及びヒアリングを通じて、再度審査を行う。

ウ 評価係数

イのNo. 1～No. 11の採点は、配点に評価係数を乗じて行う。評価係数は、次のとおり、審査項目に対する5段階の評価に応じて決定する。

評 価	基 準	評 価 係 数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

エ プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時等

(ア) 開催日時 平成29年9月27日（水）

(イ) 場所 あきる野市役所（あきる野市二宮350番地）

プレゼンテーション・ヒアリング会場 あきる野市役所5階 庁議室

控室 あきる野市役所5階 502会議室

(ウ) 所要時間 30分程度

(エ) 内容

企画提案書の説明（20分以内）及び質疑応答（10分程度）

(オ) 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本業務の担当予定者が行うこととする。また、会議室に入室できるのは3名までとする。

(カ) プロジェクター等

プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンを市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。また、プロジェクター及びスクリーンを使用しない場合には、プレゼンテーション及びヒアリング開催日の前日までに環境政策課に連絡すること。

(キ) 集合時間

参加者ごとの集合時間等は、追って通知する。

(3) 評価・採点の留意事項

ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合、又は提出書類に虚偽の記載がある場

合は、失格とする。

イ 第一次審査において、第6位の得点である事業者が2者以上である場合は、くじ引きとする。

ウ 第二次審査において最高得点を取得した者が2者以上である場合は、くじ引きとする。

エ 審査会における審査の内容は公表せず、異議申立ては受け付けないものとする。また、不正行為、虚偽の記載があった場合は失格とし、選考対象から除外する。

12 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

(1) 公示（案件公表）	平成29年 8月 1日（火）
(2) 資料配布開始	平成29年 8月 1日（火）
(3) 参加申込書の提出期限	平成29年 8月14日（月）
(4) 質問票の提出期限	平成29年 8月21日（月）
(5) 質問票の質問に対する回答	平成29年 8月25日（金）
(6) 企画提案書等の提出期限	平成29年 9月 8日（金）
(7) 第一次審査の実施（第6位までの事業者を選定）	平成29年 9月19日（火）
(8) 第一次審査の結果等の通知	平成29年 9月22日（金）
(9) 第二次審査（プレゼンテーション等）の実施	平成29年 9月27日（水）
(10) 審査会開催（受託候補者の特定）	平成29年 9月27日（水）
(11) 審査結果の通知（発送）	平成29年10月 5日（木）
(12) 審査結果の公表	受託候補者として特定した者との契約締結完了後

13 審査結果の通知及び公表

(1) 第一次審査の結果

本プロポーザル参加者全員に対し、平成29年9月19日（火）までに、審査会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第4号）により通知する。

(2) 第二次審査の結果

第二次審査の参加者全員に対し、審査会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第5号）により通知する。審査結果については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後に、その者の名称及び点数（採点結果）をあきる野市ホームページで公表する。

14 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容は、8（10）の仕様書（案）に提案された内容を加えたものを基本とするが、協議により市が承諾した場合は、内容を一部変更することができる。

また、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。

15 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

(2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正又は変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときはこの限りではない。

- (3) 提出書類の返却は行わないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年条例第17条）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

16 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市環境経済部環境政策課環境政策係

所在地 〒190-0164 あきる野市五日市411番地（五日市出張所内）

電話 042-595-1110（直通）

FAX 042-595-1141

電子メール 040601@akiruno-info.tokyo.jp

様式第1号

年 月 日

参加申込書

あきる野市長 宛て

所在地

会社名

代表者名

㊟

プロポーザルについて、次のとおり参加申込みします。

- 1 件 名 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務委託業者選定
- 2 入札参加資格 あきる野市における競争入札参加資格 あり・なし
- 3 添付書類

【連絡先】所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

様式第2号

業務実績一覧表

No.	業務名	発注者	業務の概要	契約金額	契約期間

※ 過去5年間（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）の間に、あきる野市又は他の官公庁の発注によって行った業務の実績について記入してください。

質 問 票

平成 年 月 日

送 付 先	あきる野市五日市411番地 あきる野市役所 環境経済部 環境政策課 環境政策係宛て FAX番号 042-595-1110 電子メールアドレス 040601@akiruno-info.tokyo.jp	
送 付 枚 数	枚 (質問票を含む。)	
送 付 者	会 社 名	
	代 表 者 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電 子 メール ア ド レ ス	

(質問内容)

年 月 日

プロポーザル審査結果通知書（第一次審査）

殿

あきる野市長



地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務委託業者選定審査会において審査した結果、次のとおり通知します。

1 件名 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務委託業者選定

2 結果 ※ 採用の有無により①又は②を記載

① 採用→プレゼンテーション及びヒアリングにご参加ください。

集合日時、場所及び時間 平成29年9月27日（水）〇〇時〇〇分

あきる野市役所5階502会議室

② 不採用→貴社の提案は採用されませんでした。本業務の提案等について、多くの時間と労力を費やされたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

3 その他 ※ 必要な連絡事項を記載

4 担当部署等 あきる野市 環境経済部 環境政策課 環境政策係

所在地：〒190-0164 あきる野市五日市411番地

電話：042-595-1110

FAX：042-595-1141

年 月 日

プロポーザル審査結果通知書（第二次審査（最終））

殿

あきる野市長



地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務委託業者選定審査会において審査した結果、次のとおり通知します。

- 1 件名 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）改定業務委託業者選定
- 2 結果 ※ 採用の有無により①又は②を記載
 - ① 貴社の提案を採用します。
 - ② 貴社の提案は採用されませんでした。本業務の提案等について、多くの時間と労力を費やされたことに対し、厚く御礼を申し上げます。
- 3 その他 ※ 必要な連絡事項を記載
- 4 担当部署等 あきる野市 環境経済部 環境政策課 環境政策係
所在地：〒190-0164 あきる野市五日市411番地
電話：042-595-1110
FAX：042-595-1141